●施工体制台帳の内容として整備する物

※1:現場の台帳に整備し、写しを市に提出
※2:現場の台帳に整備し、指示があった場合に提示

1)　施工体系図(※1)

※体系の追加(下請負業者が増えた時)があった場合は差替え
※下請負業者を変更した時、下請負業者の情報(代表者名、技術者等)に変更が生じた時は追加綴じ。(経緯が分かる様に追加綴じ。差し替えではない)
※現場掲示と同じ物

1)の添付書類(※2)

① 受注工事の契約書の写し
　※設計変更があった場合には、変更契約書の写しを追加綴じ
② 受注者の主任技術者又は監理技術者の資格を証する書面　(監理技術者証の写し　等)
　※内容に変更があった場合は経緯が分かる様に追加綴じ
③ 受注者の主任技術者又は監理技術者の雇用を証する書面　(健康保険証の写し　等)
　※内容に変更があった場合は経緯が分かる様に追加綴じ
④ 受注者の専門技術者(置いた場合に限る)の資格及び雇用を証する書面
　※内容に変更があった場合は経緯が分かる様に追加綴じ

2)　施工体制台帳(※1)

2)の添付書類(※2)

① 注文書の写し
② 請書の写し
③ 下請負金額の内訳
④ 工事請負契約約款　または　基本契約書　等
　※建設業法第19条第1項にある事項が記されていればよい。

3)　再下請負通知書(※1)

3)の添付書類(※2)

① 注文書の写し
② 請書の写し
③ 再下請負金額の内訳
④ 工事請負契約約款　または　基本契約書　等
　※建設業法第19条第1項にある事項が記されていればよい。

4)　作業員名簿(令和2年10月1日以降に契約したもの)(※1)

4)の内容

① 氏名、生年月日及び年齢
② 職種
③ 社会保険の加入状況等
④ 被共済者であるかの否かの別
⑤ 安全衛生に関する教育を受けているときは、その内容
⑥ 建設工事に関る知識及び技術又は技能に関する資格
建設工事に従事する者が希望しない場合においては、⑥に掲げるものを除く。
　※建設業法施工規則　第十四条の二第2項チ、同条第4項にある事項が記されていれば任意の様式でよい。

(c_03b)

※1)～3)の添付書類については提出せず、提示のみとする。

（注1）市監督員に現場備え付けの施工体制台帳の写しを提出する。
現場の台帳に差替え、追加綴じがあった場合には、遅滞なく市監督員に提出した台帳（写し）も差替え、追加綴じの対応をする。
（注2）内容の変更（下請負人変更、技術者変更　等）をした場合には、経緯が分かるように差替えではなく、追加綴じとする。
（注3）下請負人および再下請負人の主任技術者の資格要件、雇用状況の確認を、受注者が別途行う必要があるが、その証する書面は、市監督員に提出および提示する必要はない。